

特別史跡基肄城跡保存整備工事（南門地区）特記仕様書

第1条 この特記仕様書は、基山町(以下「発注者」という。)と受注契約者(以下「受注者」という。)と交す工事請負契約に係る工事に適用する。特別史跡基肄城跡指定区域内の保存整備工事（南門地区）については、下記の図書や指針等を示す施工基準に従って施工するものとする。また、これらの図書に記載されていない事項については、この特記仕様書により施工するものとする。

なお、(4)以降の下記図書は市販されているので改めて配布はしない。

- (1) 文化庁の史跡指定区域内の現状変更許可書に係る図書及び図面
- (2) 第2次特別史跡基肄城跡整備基本計画
- (3) 特別史跡基肄城跡保存整備基本設計
- (4) 佐賀県土木工事共通仕様書等の仕様
- (5) 佐賀県土木工事施工管理の手引き
- (6) 文化財保護法に係る諸基準で最新のものを適用
- (7) 佐賀県「週休2日試行工事」実施要領
- (8) その他土木・河川等工事に関する要綱及び指針により施工するものとする。なお、図書は最新のものとする。

第2条 工事内容

1. 工事名称 特別史跡基肄城跡保存整備工事（南門地区）
2. 工 期 契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで
3. 工事場所 基山町大字小倉地内
4. 主な工事概要

基肄城跡 (南門地区)	<敷地造成> 床掘盛土 $V=421.4 \text{ m}^3$、購入土 $V=463.09 \text{ m}^3$、クラッシャーラン $V=69 \text{ m}^3$、床掘 $V=13.57 \text{ m}^3$、埋戻 $V=7.60 \text{ m}^3$、基面整正 $V=5.61 \text{ m}^3$、 <公園施設等撤去・移設工> 高木伐採 $20 \leq C < 30 \text{ cm}=2 \text{ 本}$、$30 \leq C < 60 \text{ cm}=1 \text{ 本}$、$60 \leq C < 90 \text{ cm}=2 \text{ 本}$、$90 \leq C < 120 \text{ cm}=2 \text{ 本}$、$150 \leq C < 200 \text{ cm}=4 \text{ 本}$、$200 \leq C < 250 \text{ cm}=3 \text{ 本}$、中低木・つる切り $=587.2 \text{ m}^2$、除草 $=432 \text{ m}^2$ <運搬処理工> 発生木材 $V=35.79 \text{ m}^3$、掘削処分土 $V=161.6 \text{ m}^3$ <法面工> ふとんかご $=1 \text{ 式}$ <植栽工> エゴノキ $=3 \text{ 本}$、ノシバ $=511 \text{ m}^2$、パーライト $=60 \text{ L}$、ピートモス $=42 \text{ L}$、バーク堆肥 $=9 \text{ kg}$、ウッドエース 4 号 $=21 \text{ 個}$、化成肥料 $=20.4 \text{ kg}$
----------------	---

	<雨水排水設備工> 砕石側溝＝37.3m <園路広場工・施設整備工> 自然色舗装-1＝181.1 m ² 、自然色舗装-2＝5.4 m ² 、階段工＝19 段、 袖土留＝6m、てすり＝1 組、ベンチ 5 基、転落防止柵＝67.4m、 車止め＝4 基
--	---

なお、概要は本工事の一部である。

5. 工事数量

別紙数量表のとおり

なお、工事内容の変更に伴い、本数量表は変更される場合もある。

第3条 現場条件

1. 現場説明及び図面による。
2. 施工地点は特別史跡基肄城跡内であるため、遺構が損傷することがないように細心の注意を払い施工すること。作業中に掘削や杭の打設等が必要になった場合には事前に発注者の指定した監督員(以下「監督員」という。)に報告し指示を受けること。
3. 受注者は、標記の工事(以下「本工事」という。)区域現場の周辺状況を熟知し受注者において工事事前調査を行ない設計と相違する場合は、工事着手前に報告し、監督員の指示を受けるものとする。また、施工や施工計画書を作成するうえでは作業に係る諸法令や諸基準等を遵守して行うものとし、各段階の適切な時期に必要な応じた段階確認を実施するなど現場を熟知したうえで適正な施工計画作成後に施工を行うものとする。
4. 本工事による周辺道路の通行規制やその他規制を行う場合は、災害時等の緊急時に対応できる内容となるように近接する施設管理者と協議調整を行うものとする。
5. 本工事区域の周辺環境に配慮した施工方法(振動・騒音等対策)を選択し影響を最小限に抑えた施工に努めるものとする。
6. 本工事は、週休2日試行工事(現場閉所)とし、佐賀県週休2日試行工事実施要領に準じて行うものとする。また、現場の特性上、残土や資機材の搬入出は土日祝等公園利用が増える日時を避けて計画することを基本とし、これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。
7. 本工事区域の施工により道路通行制限を行う場合は、道路管理者と協議を行い交通制限等の計画・実施を行うものとする。
8. 本工事区域内の通行止め箇所には、十分な工程調整を行い通行止めにより混乱がないように施設管理者と事前協議のうえ計画を行うものとする。
9. 本工事は、昼間施工とする。
10. 本工事区域内は、看板により周辺道路への迂回する案内板の設置を行うものとする。
11. 本工事区域に接する道路や水路等の施設は、損傷させないように慎重に作業を行うものとする。損傷が生じた場合、漏水による施設への悪影響が予想されるため監督員へ速やかに報告し対応への指示を受けるものとする。

12. 工事中に遺物等の文化財を発見又は不明なものを確認した場合、工事を止めてすみやかに監督員へ報告し指示を受けるものとする。
13. この特記仕様書に定めのないものや疑問点は発注者と協議のうえ施工するものとする。

第4条 材料

1. この工事で使用する主要材料の規格及び品質は、日本工業規格（JIS）及び佐賀県公共工事製品認定品とする。ただし、日本工業規格（JIS）にすることができない場合は、準拠する規格適応したものとする。この場合は、監督員の指示により該当する性能試験を実施又は同等試験結果を提出して発注者の性能（品質）確認を受けるものとする。また、その他資材では、佐賀県建設技術センターの交付する建設材料試験成績書で承認されたものでなければならない。
なお、監督員が提示する材料については試験成績書等を提出すること。
2. 工事に使用する材料は、現場搬入・保管に対して材料の特性や管理条件を熟知して適正に管理しなければならない。また、破損や劣化により使用材料として不適となった場合は使用することができない。なお、材料購入後に使用材料として不適となった場合は、監督員の指示に基づき不適材料の搬出を行うものとする。

第5条 施 工

1. 施工前に周辺住民へ工事について周知徹底しておくものとする。
2. 作業中の保安措置として、作業内容に対応した転落防止柵等を設置し事故防止に努めるものとする。
3. 本工事において使用する建設機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型機械を使用するものとし、監督員に「使用」の確認を求めるものとする。ただし、確認ができない場合には当該建設機械の写真撮影を行い監督員に提出するものとする。
排出ガス対策型建設機械が供給側（賃貸業者等）の都合により1台でも調達できない場合には、賃貸業者等において該当する排出ガス対策型建設機械の在庫がない事を証明する「書類」を監督員に提出するものとする。

第6条 施工管理

1. 公共工事の入札・契約の適正化に関する法律（H13. 4. 1 施行）の関連法規により、元請は一括下請けの禁止事項に該当しないように施工管理を行わなければならない。なお、現場における施工体制の点検要領に基づき施工体系及び元請・一次下請けの実質関与に関する事項について、着手前、施工中に数回の点検を行なう場合、元請は監督員に対し協力するものとする。
2. 受注者は、一部下請けの承認（契約書又は請書写し付き）を得た後、施工計画書を作成し監督員に提出するものとする。
なお、提出した施工計画書の承認が得られた後、工事に着手するものとする。
3. 受注者は、佐賀県土木施工管理基準に基づき施工管理を実施するものとする。

4. 前項の基準は、本工事に関係する項目を適用するものとする。また、定めのない項目・事項は監督員と協議し承認された施工計画に基づき施工するものとする。
5. 主任技術者等は建設工事における技術者制度に適合する者を選任しなければならない。主任技術者等は、資格証明書の写しを提出するものとする。
6. 工事の進捗に際し、3項の基準に工種毎に監督員の段階確認を得るものとする。
7. 工事の進捗に際し、現場で発生する指示、承諾、協議の事項は工事「打ち合わせ簿で行い、監督員に提出するものとする。
8. 工事の進捗に際し、月報を作成し監督員の指示する期間に提出するものとする。月報には作業内容、使用機械、作業時間等を明記するものとする。
9. 本工事に使用する水準点は、発注者の提供する測量成果簿により受注者が行う施工前調査（図面整合確認等）により仮水準点・現況高さとの整合性等を確認したのち施工するものとする。
なお、確認内容を記録した事前調査結果報告書として監督員へ施工計画時に提出するものとする。報告書に誤りや不整合を確認した場合は監督員へ報告するとともに工事施工内容について、指示を受けるものとする。
10. 受注者は、区域内又は近接した占用物件については、埋設や架線及び設置にかかわらず占用物件を管理する施設管理者又は指定管理者に対して協議を行い適切な防護や破損防止等対策を施し、機能障害を与えないようにしなければならない。
11. 本工事の施工に必要な仮設物は、施工計画のとおり行うと共に、使用する仮設物は安全対策などの機能を満たしたものを使用する。また、施工中に土質その他やむを得ない変更事由により仮設物の材料などを変更する必要がある場合は、監督員へ施工計画(変更計画)を提出して承認を得たのち施工するものとする。ただし、災害等により作業員等への被害の恐れがある場合の緊急時対応は対策措置後に報告するものとする。
12. 本工事の残土は、設計書の示すところに運搬・処分するものとする。これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。
13. 本工事に伴い生じるコンクリート殻等のダンプトラック運搬等については、指定がある場合を除き受注者の責任において処分する。また、使用する公衆用道路へ散在しないように行うとともに必要に応じて道路散水等により埃を抑制し近隣への配慮に努めるものとする。
14. 本工事にて国土調査基準点や水準点等に移転又は破損させた場合は、同等測量精度にて原形復旧(復元)するものとする。なお、原形復旧(復元)の際は監督員に事前・事後の報告を行うものとする。
15. その他定めのないものについては、監督員と協議して実施・施工するものとする。